

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)<https://jhu-wing.main.jp/>

## 3月9日 東京都への要請&記者会見 報告

# 都労委命令に従わないJALに 公契約の入札参加資格なし!

1月15日に東京都労働委員会から出された命令を受け、JAL被解雇者労働組合（JHU）とJAL争議支援全国ネットワーク（全国ネットワーク）は、東京都に対して初めてとなる要請を行い、その後、都庁記者会で記者会見を行いました。（要請文は2枚目）

JHUと全国ネットワークは、整理解雇後の人員数を隠し、一切説明をしてこなかったJALの対応を不当労働行為と認定した今回の都労委命令の意義をさらに広め、解雇争議の全面解決に向けてJALを社会的に包囲していきます。

## 東京都への要請

今回の要請に対し、東京都は財務局経理部総務課の契約調整担当の方が対応されました。組合側から「都労委命令に従わず、違法行為を続ける企業は公契約を入札する資格はないと考える。入札参加資格の停止を求める」と要請内容を説明し、要請書を提出しました。担当者から「要請のスタンスは理解したので、何らかの形で返答をする」と回答がありました。

## 記者会見



記者会見には9社の記者が参加し、行政命令に従わないJALの姿勢、都労委命令の有効性、今後の運動など、様々な質問が出されました。組合側からは都労委命令に至るまでの経緯、命令の内容と意義、労働委員会制度のあり方、今後の運動について説明をしました。



【写真】左から、小栗副委員長、山崎書記長、山口委員長、加藤弁護士、金澤全国ネットワーク共同代表

2026年3月9日

東京都知事 小池 百合子 殿

JAL 被解雇者労働組合 (JHU)

委員長 山口 宏弥

JAL 争議支援全国ネットワーク

共同代表 赤堀 正成

金澤 壽

高松 義雄



## 日本航空の入札参加資格に関する要請

日頃、都政にご尽力されている貴職に対して敬意を表します。

さて、日本航空(JAL)で、2010年12月31日に165名(パイロット81名と客室乗務員84名)が年齢と病歴を基準に整理解雇されてから、既に15年が経過しております。

争議が長引く中で、JAL 被解雇者労働組合(JHU)が、解雇争議の早期解決をめざし、2021年5月に東京都労働委員会(都労委)に行っていた、JAL に対する不当労働行為救済申し立てについて、本年1月15日、都労委から救済命令が出されました。

命令の主文は、JAL に対して、第1に「JHU が、整理解雇後の運航乗務員及び客室乗務員の人員数について説明を求める団体交渉を申し入れたときは、根拠を示して具体的に見解を述べるなどして、誠実に応じなければならない」、そして、第2に「今後このような行為を繰り返さないよう留意する旨の文書を、命令受領日から1週間以内に、JHU に交付しなければならない」と命じています。

労働委員会命令は交付された日から効力を発し、中労委や裁判で取り消しや変更がなされるまで効力を持ちます(労組法 27 条の 15)。しかし、JAL は、今日においても、JHU への文書交付も行わず、また、団体交渉にも応じず、命令違反を続けています。そして、JAL は命令を履行しないまま、1月29日に中労委へ再審申立てを行いました。

日本航空は公益事業者であるにも拘らず、行政命令を無視しています。これは、公序良俗に反するだけでなく明らかな違法行為であり、社会的に容認されるものではありません。つきましては、東京都に対し、JALの「入札参加資格の停止」を求めるとともに、都主催の各種イベント等で企業の参加を求める場合においても、JALの参加・参入については命令が履行されるまで、一切の取引をしないよう要請いたします。

以上